

## 記 載 要 領

### 記入するときの注意事項

- ③欄. 請求印は、よくわかるようにハッキリと押してください。ただし、被保険者（請求者）が自ら署名する場合は、被保険者（請求者）の押印は不要です。
- ④欄. 住所は、番地等を忘れないように（〇〇方、マンション名など）記入してください。
- ⑥欄. 死亡した被保険者と生計維持関係のない者が埋葬（葬儀）を行った場合だけ、記入してください。
- ⑧欄. 死亡した原因が外傷（打撲、骨折など）であるときは、⑨欄の負傷届に記入してください。  
なお、死亡の原因が第三者行為（交通事故、集団食中毒など）によるものであるときは、当組合に備え付けの「第三者行為用の負傷届」を添付してください。
- ⑩欄. 給付金の受領方法を記入してください。

### 添 付 書 類

被 保 険 者 が 死 亡 さ れ た と き	請求者が被扶養者の認定を受けていた場合	⑩欄に死亡に関する事業主の証明又は市区町村長の埋(火)葬許可証(写)あるいは医師の死亡診断書(写)
死 亡 さ れ た と き	請求者は被扶養者の認定を受けていないが、死亡した被保険者と生計維持関係にあった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ⑩欄に死亡に関する事業主の証明又は市区町村長の埋(火)葬許可証(写)あるいは医師の死亡診断書(写)</li> <li>・ 死亡した被保険者と請求者の続柄に記載されているもの(除籍謄本等)</li> </ul>
死 亡 さ れ た と き	死亡した被保険者と生計維持関係のない者が埋葬（葬儀）を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ⑩欄に死亡に関する事業主の証明又は市区町村長の埋(火)葬許可証(写)あるいは医師の死亡診断書(写)</li> <li>・ 埋葬に要した領収書及び明細書</li> </ul>
死 亡 さ れ た と き	被扶養者が死亡されたとき	⑩欄に死亡に関する事業主の証明又は市区町村長の埋(火)葬許可証(写)あるいは医師の死亡診断書(写)

※ この請求書には、事業主証明欄がありますが、この欄は給付金の請求事務を円滑に行うために設けているものです。

しかしながら、健康保険法施行規則における事業主証明書の取扱いについては、被保険者等が請求する場合は請求書に添付したうえ健保組合に提出することとされております。

つきましては、施行規則による方法で請求される場合は、被保険者記入欄についてのみ記入した請求書に、事業主証明書を添付のうえ提出していただいで結構です。

なお、添付用の事業主証明書については当組合にて用意しております。